

会議名称	平成25年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録													
日時	平成25年12月25日(水) 15時00分から16時10分まで													
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)													
出席者	委員	井上委員、猪鼻委員、柴田委員、西山委員、濱田委員、望月委員、横山委員、今井委員、奥山委員、河津委員、新城委員、原田委員、山本委員、北島委員、長谷川委員、茶谷委員												
	実施機関	安藤区民課長、岡本学務課長、筒井教育人事企画課長												
	事務局	関谷情報・法務担当部長、片山情報システム課長、齊藤政策法務担当課長、本橋情報政策課長												
傍聴者	0名													
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 資料1 平成25年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 資料2 平成25年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 												
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 会議次第 「総合行政ネットワーク(LGWAN)」説明資料 												
【会議内容】														
1 平成25年度第3回会議録の確定														
2 報告・諮問事項														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>件名</th> <th>審議結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告第21号</td> <td>戸籍に関する業務の外部結合について(新規)</td> <td>報告了承</td> </tr> <tr> <td>諮問第28号</td> <td>学校徴収金に関する業務の外部結合について(新規)</td> <td>決定</td> </tr> <tr> <td>一般報告</td> <td>生徒出席簿の紛失について</td> <td>報告了承</td> </tr> </tbody> </table>			番号	件名	審議結果	報告第21号	戸籍に関する業務の外部結合について(新規)	報告了承	諮問第28号	学校徴収金に関する業務の外部結合について(新規)	決定	一般報告	生徒出席簿の紛失について	報告了承
番号	件名	審議結果												
報告第21号	戸籍に関する業務の外部結合について(新規)	報告了承												
諮問第28号	学校徴収金に関する業務の外部結合について(新規)	決定												
一般報告	生徒出席簿の紛失について	報告了承												

会長	<p>時間になりましたので、開催させていただきます。本日は御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。ただいまより、平成 25 年度第 4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日都合により欠席される委員の方のお知らせを事務局からお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日は年末の大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日の会議について、石川委員、山崎委員、江藤委員、光森委員の 4 名の委員の方から御欠席という御連絡をいただいています。また、望月委員、河津委員が少し遅れるという連絡も入っています。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問事項の審議をしたいと思います。</p> <p>初めに、資料 1 の平成 25 年度第 3 回会議録についてですが、まず事務局から修正、補足はありますか。</p>
情報政策課長	<p>特にございません。</p>
会長	<p>皆様方から何かございますか。よろしいですか。訂正あるいは御意見はないようですので、前回の会議録は確定させていただきます。</p> <p>次に、報告・諮問事項の審議に入ります。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げ会長に渡す。</p>
	<p>(諮問文手交)</p>
会長	<p>諮問文を頂戴いたしました。それでは、審議に入ります。初めに報告第 21 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
報告第 21 号	
情報政策課長	<p>報告第 21 号について説明する。</p>
会長	<p>それでは、御質問を頂戴したいと思います。</p>
委員	<p>総合行政ネットワーク (LGWAN) の、システム図が配られております。杉並区の職員の皆さんは、大体 1 人 1 台ずつパソコンをお持ちですが、そのパソコンでインターネットを見ることはできますか。</p>
情報システム課長	<p>「スイッチパソコン」は、インターネットを見ることはできますが、「住基パソコン」は、インターネットを見ることはできません。</p>
会長	<p>住基パソコンは、インターネットに通じていない、と理解すればよろしいですか。</p>
情報システム課長	<p>はい。</p>
委員	<p>スイッチパソコンから、住基のホストコンピュータにはつながっていない、ということですね。</p>
情報システム課長	<p>つながっていません。</p>
委員	<p>配布された図によると、LGWAN と庁内 LAN がつながっているように見</p>

	えます。また、図では、一人ひとりがパソコンの前に座っていますが、この人たちがインターネットを見るわけですから、庁内 LAN はインターネットにつながっていると考えることはできますね。
情報システム課長	はい。庁内 LAN は、インターネットにつながっております。
委員	今回、通信回線を通じて提出するデータが戸籍ですので、セキュリティのことについて非常に心配しています。住基ネットができてからもう 10 年以上になります。戸籍の個人情報の項目は、2、3 ページを見ますと、住基ネットの 4 情報の比ではありません。はっきり言って、この情報が漏れたら命に関わる人も多いと思うのです。それが今度、ネット回線を通じて毎日受渡しをするということなので、インターネットのことを今質問したのです。インターネットと庁内 LAN がつながっていますが、一般的にインターネットという仕組みは、どこかにセキュリティホールなどがあると、そこから侵入することができるというシステムだ、と考えてよろしいですね。一般論で結構です。
情報システム課長	インターネットですが、一般的にはファイアウォール等を設置していますので、通常は侵入できない仕組みになっています。
会長	確認させていただきたいのですが、今の委員の質問ですが、庁内 LAN とインターネットはつながっている、端的に言えばそう理解していいのですか。
情報システム課長	はい、庁内 LAN は、インターネットにはつながっております。
会長	分かりました。
委員	庁内 LAN から、インターネットを見ることは、できるわけですね。
情報システム課長	庁内 LAN からというか同じパソコンで、インターネット回線に LAN をつなげて、見ることができるということです。
情報システム課	LGWAN と庁内 LAN の関係、また戸籍のネットワークの関係について補足させていただきます。戸籍副本データは、LGWAN つまりインターネットにはつながっていない、別のシステムのネットワークからデータを送ります。庁内 LAN のスイッチパソコンは、インターネットにつながっているという説明をしましたが、今回の戸籍副本データは、スイッチパソコンではなく戸籍システム専門の端末から、庁内のネットワークでなくホストにつながっているネットワークから、LGWAN に直接接続して送りますのでセキュリティ上は守られていると思っております。
会長	戸籍専用の端末から、データを送信すると理解してよろしいですか。
情報システム課	はい。
会長	分かりました。
委員	10 年前の話になりますので、御答弁いただくのは申し訳ないと思いますが、住基ネットが始まる頃に、長野県で侵入実験をやりました。長野県のある町村の庁内 LAN に、東京からインターネットで入ったところ、そこからホストコンピュータを見ることができたのです。つまり、ホストのコンピュータが丸見えだった、ということがありました。それ以上侵入することも技術的には可能でしたが、情報セキュリティの法律であったと思いますが、それを犯

	<p>すことになるのでそこまでの実験でしたが、ホストコンピュータに入ることにはできたのです。ファイアウォールがあるとか、ホストコンピュータだから絶対安全だという話は、皆さんが保証してくれるはずはないのです。</p> <p>もう少し関連で、お聞きしたいことがあります。インターネットと庁内 LAN はつながっているのですね。直接 LGWAN にはつながってなくても、庁内 LAN を介して、どこかに行くことはできる、というのが長野県の実験でした。今ちょうど、ウィンドウズの OS の更新が問題になっています。XP のサポートが、来年の 4 月に切れます。ところが費用がかかるので、ウィンドウズ 7 への切り替えが、実際の半分はできていないと報道されています。このことについて御存じかどうかということと、そして先ほどの話になりますけれども、インターネットというのは、どこかにセキュリティホールがあると、そこから侵入される。つまり一番セキュリティが弱い所から侵入されるという、そういう仕組みですよ。</p>
情報システム課長	<p>XP について、杉並区におきましては、12 月に入替えを終了しております。</p> <p>次の質問の、インターネットのセキュリティの弱い所から、入ることができるということについては、そういうことのないように、セキュリティ対策について、常に最新の対応をしているところです。</p>
委員	はい、分かりました。
会長	今、委員から大変重要な御質問を頂いているので、今のところで確認をしたいのですが、まず戸籍に関する業務については、戸籍専用のパソコンで仕事をするということですね。
情報システム課長	はい。
会長	それは、ほかの業務には使わないパソコンである、ということですか。
情報システム課長	戸籍に関する業務専用の、パソコンです。
会長	戸籍専用のパソコンで、ほかの文書処理やほかの業務、例えば住基ネットだとか、そういうような関連の仕事はやらない、というように理解すればよいですね。
情報システム課長	はい。
区民課長	戸籍に関する業務専用の、パソコンで処理します。そのパソコンでは、ほかの事務処理は一切行いません。
会長	それから、その専用端末につながっているのは、LGWAN であるということですね。
区民課長	はい、そのとおりです。
会長	庁内 LAN は、インターネットがつながる LAN として、用意されているのですか。
情報システム課	はい、庁内 LAN は、インターネットにつながっております。
会長	庁内 LAN と、戸籍専用の端末との関係を、心配しているわけですが、その点はどのようなのですか。
情報システム課	先ほどの説明と重複しますが、戸籍の端末は庁内 LAN のネットワー

	クではなくて、ホストコンピュータが接続しているネットワークにより LGWAN とつないでいます。インターネットに直接つながるネットワークと、別のネットワークだということで、御認識いただければと思います。
会長	重複した質問で悪いですが、パソコンの LAN は、インターネットにつながる可能性はあるのですか。
情報システム課	庁内パソコン、「スイッチパソコン」と杉並区では呼んでおりますけれども、庁内 LAN は、インターネットにつながるようにしております。
会長	分かりました。
委員	LGWAN ですけれども、前回の審議会で質問があり、専用回線であるという答弁でしたが、これは物理的に専用なのですか。それともいわゆるバーチャル回線なのですか。
情報システム課長	バーチャルです。
会長	バーチャルネットワークですね。
委員	そうですね。プライベートバーチャルネットワーク、というのですか、つまりそのときだけ一車線にするみたいな、多分そんな意味だと思います。「セキュリティ対策は大丈夫」と説明されましたが、住基ネットは確かにかなりガチガチにファイアウォールを付けています。ただし、住基ネットと LGWAN では、セキュリティの度合が違いますよね。どうなのですか。
情報システム課長	セキュリティにつきましては、両方とも必要な最新のセキュリティを確保しています。全く同一というわけでは、ないかもしれませんが。
委員	「住基ネットはペンタゴン並みだ」と当時は言っていましたけれども、LGWAN は全国 1,800 の自治体を結んでいるので、どこかで脆弱なところがあると非常に恐ろしく、危ないものです。しかも戸籍です。あと戸籍について伺って、終わりにします。
会長	会長が指名してから、御発言をしてください。
委員	すみません。まず戸籍についてです。戸籍のデータが津波で流されたら困る、みたいなことから始まっているようなのですけれども、戸籍のデータが紛失する、なくなってしまうと何が困るのですか。
区民課長	戸籍は、身分関係を正しく伝える唯一の文書ですので、なくなってしまうと親子関係、相続関係、親族関係について、明確なものがなくなってしまう、非常に重要なものだと考えています。
委員	戸籍は、世界に日本と台湾と韓国にしかない、と聞いたことがあります。韓国は、2008 年に戸籍法を廃止しました。台湾の戸籍は、日本の戸籍のような筆頭者がいて、家族が全部一緒に入るという仕組みではない、と聞いています。そうすると、戸籍制度というのは、世界では日本だけなのですか。
区民課長	基本的に、そのように聞いています。
委員	戸籍が滅失すると困るのでこれだけの情報を、しかもネット回線を通じて流すということを、今回やろうとしているわけですがけれども、大変な個人情報の塊であるわけです。

	もう1つです。杉並区はこういった事故に備えるために、もう既にどこかの自治体と、データのバックアップの契約をしていますね。
区民課長	いいえ。戸籍のデータを、どこかに預けているということはありません。
委員	預けているのは住基のデータでしたか、戸籍ではなかったですか。
情報システム課長	バックアップを用意していますが、データを他自治体に預けているということはありません。区がバックアップしたデータを、遠隔地で保管しております。
委員	そうしましたら、まだネットをつなぐことはやっていませんが、今現在何か災害とかあったとしても、杉並区のデータは、一応保存されるような仕組みにはなっているということですか。
情報システム課長	はい。
委員	私からは、これで終わります。
会長	ほかに御質問は、ございますか。
委員	私から、委員の続きで質問させてもらいたいと思います。戸籍の業務は、専用のパソコンで行っているということですが、LGWANとはもちろんつなぐわけですね。その際に、LGWANというのは庁内LANを通して、インターネットとつないでいると言えればつないでいる、ということですか。インターネットからLGWANを通して、戸籍の専用システムに侵入するのは可能なのでしょうか。それとも、そこは何らかの方法で、バリアされているのですか。
会長	これは先ほどの質問と重なりますので、補足説明をしてください。
情報システム課	現在、インターネットにつながっているサーバは、セキュリティ上はファイアウォールを二重、三重に設けています。また先ほど情報システム課長から説明したように、セキュリティパッチを常に最新のものにしておりますので、セキュリティ上はそこでストップできると考えております。
委員	杉並は、そういうことだとは思うのです。私が聞いたのは、「戸籍システムとインターネットは通じていない」という先ほどの御答弁がありましたが、LGWANを介して、そして庁内LANを介すれば、つまりつながっているということなのかなということですね。コンピュータの世界では、何個を経由したかというのは関係ない話で、要は戸籍システムとネットは通じていないと言えるけれども、しかしながら戸籍システム、LGWAN、庁内LAN、インターネットというのは、つながってしまおうと思えばつながってしまうと言えるのですか。先ほどの「戸籍システムとインターネットは通じていません」ということでしたが、経由すればつながっているのかどうかを、私たちは聞いているのです。
会長	関連ではっきりさせておきたいのは、LGWANとインターネットがつながるのかどうか、というのが大前提のように思いますので、併せて私からも質問しておきます。
委員	侵入したら、つがるのですか。

情報システム課	<p>当然インターネットの世界ですので、つながってはいますけれども、庁内 LAN における LGWAN と、インターネットの入口が、全く違うところにあるというところで認識いただければと思います。4 ページの説明図を見ていただくと分かるかと思いますが、「戸籍情報システム」というシステムのネットワークの概念図になっていますが、LGWAN に出るまでに、ファイアウォールを介して必要な情報のみ外に出す、または受け入れるというような仕組みになります。先ほど言った庁内 LAN は、インターネットには通じておりますけれども、行政情報に必要なものだけを取り出すように、フィルタリングソフトというものも置いていますし、もちろんそちらのインターネットを見る側にも、ファイアウォールを二重、三重にしてセキュリティを保っております。補足説明は以上です。</p>
委員	<p>今の答弁は 2 つあったと思うのですが、1 つは、戸籍システムというのは、インターネットと経由しているのかという質問に対しては、専用のパソコンで経由はしていない、ということだったのですが、結果としては LGWAN、庁内 LAN というものを通すことによって、経由はしていると。しかしながら、もう 1 つの答弁は、経由はしているけれども、杉並区においては二重、三重のバリアが張られている、という答弁だったと思うのですが。</p>
情報システム課	<p>申し訳ありません。経由はしていません。インターネットと LGWAN は別々の出口から出ていますので、必ず経由しているというわけではないです。</p>
会長	<p>ちょっと重要な質問なので、私からも併せて質問させていただきたいのですが、この 4 ページの図がありますね。インターネットはこの図の中のどこにつながるのですか、つながるとすれば。それも併せて御回答ください。補足説明で結構です。</p>
情報システム課	<p>インターネットは、庁内 LAN のところのパソコンから出ておりますので、4 ページで言えばつながっておりません。</p>
会長	<p>今の説明は、どうもはっきりしないですね。</p>
委員	<p>委員が言っていたのは、4 ページのこの図で説明すれば、「LGWAN 回線」という丸い真ん中の丸と、その下に庁内 LAN というものが 1 個四角を作ったとして、これが実は同じパソコンの上に杉並区の場合ありますよね、という話をしていたのだと思います。この LGWAN と庁内 LAN というのが同じパソコンの上で混在し、もしインターネットに接続した場合、誰かがアクセスして、インターネットパソコンに入った場合は、LGWAN と庁内 LAN を閲覧することができますよね、という質問だったと思うのですが。</p>
情報システム課長	<p>戸籍システムのパソコンは専用のパソコンで、そのパソコンは庁内 LAN にはつながっておりません。戸籍情報システムと、LGWAN 回線につながるだけです。</p>
会長	<p>この図の LGWAN の下に庁内 LAN があって、点線ぐらいでつながるのかなと、今の御説明は。そのように私どもは、理解しているのでしょうか。</p>

情報システム課長	戸籍システムのパソコンは、庁内 LAN には全くつながっておりません。
会長	4 ページに、庁内 LAN の図は書けない、と理解すればいいですか。端的に、そうですね。
情報システム課長	はい。
委員	<p>会長、私が質問したのと、情報システム課長の答弁がずれています。4 ページのこの図の「LGWAN 回線」という丸のところの下に、もう 1 つ丸で、「庁内 LAN」というものを書くとする、その LGWAN と庁内 LAN の 2 つの丸を囲って、杉並区役所のパソコンが存在するものなのですか。インターネットに、戸籍等情報システムはつながってはいない。しかしながら、情報をやり取りするわけだから、LGWAN と戸籍情報システムはつながっているわけです。ところがこの LGWAN が、杉並区役所のパソコン上では、同じ画面でできるのではないですか、ということ委員は質問をし、それに対し、同じパソコンの画面上にはありますと、先ほど答えていたと思うのですね。つまり、その点では、戸籍情報システムのパソコン自体は、専門のパソコンだといっても、LGWAN を介してつながりやすい状態に、なっているのではないですか。ただし、これは悪意をもって侵入する人がいたとした場合ですので、これに対して区がどう答えるかというのは、「たら・れば」の話になりますからすごく難しい話だと思います。ただし、それは技術上可能だということ、否定はできないと思うのです。</p> <p>これは答えていただきたいと思います。やはり「経由」という言葉が、行政用語としてちょっと違うのかもしれませんが、つながりと思えばつながっている。杉並区の場合は二重、三重のバリアがあることは確認しました。ただし、LGWAN というのは、実はすごく難しいなと思います。前回の審議会からいろいろ考えているのですが、我々区議会議員、若しくは区の職員でもこの LGWAN の存在について、余り知られていないといえますか、それを扱うセンシティブな技術が備わっているのかと言われると、備わっていない部分があるシステムなのかなと思います。</p> <p>住基ネットの場合は、あれだけ問題になりましたから、みんな気をつけるというところはあると思いますが、LGWAN の場合はわりとあっさりとして入ってきました。この場合、例えば杉並区はまだ二重、三重のバリアがある。しかしながらどこかの村、町の役場でこの LGWAN が機能しているわけです。そこでは二重、三重のバリアがない場合は、杉並区より侵入が比較的軽易になると思うのですが、その可能性について、町村の段階で、杉並と同じようなセキュリティ対策が取れているのかを、確認したいと思います。</p>
情報システム課	LGWAN は、どこの市町村でも規格は同じですので、LGWAN につながるルーターという専用のネットワーク機器は、全て暗号化されセキュリティは守られております。市町村に関係なく、同じ規格でセキュリティを守るように作られておりますので、市町村のレベル、人口規模によって違うということはありません。
委員	ファイアウォールや、バリアシステムについては、例えば村、町の場合は

	どうなっているのですか。
情報システム課	町村の中でのセキュリティレベルも、違うと思います。少なくとも LGWAN を提供している、地方自治情報センターで定めている仕様については、必要なセキュリティを加味して、自治体に設備機器構成等の仕様を提示しますので、レベルが町村によって異なるとか、そういったことはありません。
委員	今の説明では、町村段階でどうなっているのかというのは、具体的には杉並区では分からない。大体しっかりはしているはずだという、あいまいな答弁です。人為的に侵入しようと思ったら、あっという間にできます。住基ネットを扱う場合は、これは世論もあり緊張感があると思うのです。LGWAN の場合、何気なく全国とつながっているシステムに、アクセスするということが可能です。そこに人為的なミス、あるいは悪用しようという感覚があった場合には、先ほど委員が言ったように、基本 4 情報どころか、極めてプライベートのレベルが高いものが、あちこちとつながる状況になってしまうと思うのです。国会でも人為的な問題というところでは、LGWAN について、住基ネットよりも非常に重い個人情報が流れる可能性がある、という指摘がありました。そういう指摘についてはどう考えていますか。
情報システム課	LGWAN は市町村だけではなく、霞ヶ関の省庁ともつながっているネットワークです。運営している地方自治情報センターが、ネットワークの機器等も含めて暗号化など必要なセキュリティ対応をしております。
会長	関連する質問ですが、戸籍情報システムの端末を使用するにあたり、職員に対する教育はどうなっているのですか。ヒューマンエラーの方が多くと一般的には言われているのですが、人的なエラー、悪意を持って操作をするということは、実際にはパーセンテージは高いので、その点について教えてください。
情報政策課長	職員のセキュリティ研修について、全庁職員を対象として、節目ごと、階層ごとにセキュリティの研修を行っています。
会長	戸籍事務については、どうですか。
区民課長	戸籍事務に関わる職員につきましては、入力者が全て分かりやすく、ログインして処理した結果についても記録が残ります。また、そういった点について日々、セキュリティに関しての研修等をしております。
委員	それにしては、LGWAN の存在は、一般の職員には余り知られていません。チェック機関である区議会議員の間でも、LGWAN について便利な反面、リスクがあるということが、情報共有されていないのが実態だと思います。それについては自信がある、セキュリティ対策が足りていると、自信を持って言えるのかどうか。職員の間でも、それほど知られていないシステムでもあります。
情報政策課長	もちろん LGWAN は閉じたシステムで、区民課や限られた所で使うシステムですから、全庁職員がその詳細まで把握しているかということはあると思いますが、セキュリティの研修等では、総合行政ネットワーク等についての説明や、

	<p>どういふセキュリティ上の配慮が必要かということについて、研修を通じて説明をしています。また、先ほど区民課長が申し上げたように、区民課ではその担当職員について、個別に研修を行っているところです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。大分時間も経ちましたので。では、質問を打ち切りさせていただきます。御意見がございましたら、どうぞ。</p>
委員	<p>今回の改正は、法律改正ではなく施行規則、つまり省令です。役人が作ったのであって、国権の最高機関である国会のチェックも受けていない形で、このような改正がなされたことについては、私は本当に大変な憤りを感じています。また、これがなかなか話題にならなかったということは、残念に思っています。</p> <p>それから、いろいろな答弁がありました。LGWAN は全国の自治体をつないでいるわけです。例えば杉並区のような財政のある所だったら、パソコンをそれぞれ使い分けることはできるけれども、そうではない自治体もたくさんあります。そういった所がつながれているわけですし、先々にはインターネットがやはりつながっているのです。ファイアウォールを設置しているとはいえ、とんでもない改悪だと思っています。私はこれは諮問事項でないので、反対という言い方はできませんけれども、反対です。以上です。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>今のやり取りを聞いていて、不安が払拭できたというには余りにもほど遠いと感じています。先ほど他の委員からも意見が出ていましたが、やはり膨大な個人情報で、これは個人にとどまらずに、家族全体が全て分かるという点では、どうやってこれを守るか、というのは課題があると思います。施行規則ということなので、実際にどう取組めばいいかということも課題だと思えますが、この時点では私は反対とさせていただきたいと思えます。</p>
委員	<p>私は、あるいは共産党としては、「利便性の向上」という点ではインターネットの活用は賛成をする立場です。しかし、利便性とリスクを考えた場合、この LGWAN を介した問題というのは前回以上に勉強し直してみまして、少しリスクという点が重たすぎるなと思います。住基ネット以上に極めて重い情報です。先ほど委員が「命にかかわる」という強い言葉で言われましたが、正に DV 等の場合、その情報が流れたら大変なことになるわけです。それに限らず、個人のプライバシーレベルの保護については利便性を超えて、危険性があり過ぎると感じています。まだまだセキュリティを確保することができていない点において、報告事項ではありますけれども、私としては反対という意見を付しておきたいと思えます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ほかに御意見はありますか。ないようですね。3人の委員の方から、LGWAN についての御意見を頂きました。ほかの方はないようですので、本件は提案どおり、報告を承認するというにしたいと思えますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>

会長	御異議がなければ、そのように取り扱いさせていただきます。ありがとうございました。 次に、諮問第 28 号です。事務局から御説明をお願いします。
諮問第 28 号	
情報政策課長	諮問第 28 号について説明する。
会長	それでは、御質問はありますか。
委員	5 ページの説明の所ですが、媒体はフロッピーディスクだけではなく、USB メモリーなどもありますから、フロッピーディスクが製造中止になるから、インターネットに変更するという説明はいかがかなとは思いますが。 たとえば、職員の皆さんの給与振込みなどのデータを受渡す場合、媒体は何を使用していますか。また、事故などの可能性について教えてください。
情報政策課長	人事・給与の関係は、今現在はフロッピーディスクで授受をしていますが、銀行側から、これ以上フロッピーディスクでの授受は難しいということを言われていると聞いています。
委員	学校の給食費は、公会計ではなくて私会計だと思います。杉並区の予算書に出てくるようなものではない、全く簿外のお金のわけですが、それが今回、審議案件となった根拠の説明をお願いします。
教育委員会事務局 学務課長	学校を運営するための経費は、公会計で行っているものと、学校が集める保護者負担の私費会計、いわゆる学校徴収金があります。今回審議をお願いする案件は、学校徴収金に係るものですが、学校職員が個人情報を取扱う観点から審議案件と考えています。また、学校徴収金には、給食費のほかに教材費等を徴収しています。
委員	私費会計にはいろいろな徴収金がある、とのことですが、そのデータもこれからネットを介して行うのですか。
教育委員会事務局 学務課長	そのとおりです。
委員	学校に関しては、データや情報の紛失が過去にもたびたびあるので、物で渡すよりネットのほうがと感じています。本件については、セキュリティのことは余り心配していません。 先ほどの案件のように毎日の処理ではないので、確実に行ってくださればと思います。ただ、校務パソコンの扱いに関する研修や、操作できるものの特典などは、きっちりやっていたらどうかを確認して、私の質問を終わります。
教育委員会事務局 学務課長	研修はもちろんのこと、操作できる人間を特定し、管理職である副校長、校長の管理の下、きちんと行っていくものです。
委員	今まで銀行引落としではなくて、フロッピーディスクをわざわざ作って、受渡しをしていたことの意義を教えてください。
教育委員会事務局 学務課長	これは金融機関の指定によって、そのように行っていたものです。

委員	これが私費徴収であり、税金的にとるとかではなくて、給食費は昔、教室の中で受渡ししていた時期がありました。貧乏な子が払えないなど、そういうのが見えなくなるのはいいことだと私は思うのです。それとの関係があって、それを引落としにすると、本来的には予算とかに関係がなく、その手続をしなければいけなかったものが、フロッピーではなくて自動的に引落としをして、その情報を区とやり取りをする場合に、システムのいうか、ルール上で条例に関わるような変化が出てくるのか気になったのですが、いかがですか。
会長	これは、条例との関連なので情報政策課の問題ですか。問題がなければいいで結構です。
情報政策課長	情報公開・個人情報審議会での諮問等が、関わることはあると思いますが、特段、条例に違反するとか、条例を改正する必要はないと考えています。
委員	条例が変わるということは。
情報政策課長	改正する必要は、考えておりません。
委員	5 ページのセキュリティ対策の「請求データの送受信は、学校長の許可を受けた特定の者」となっていますが、特定の者は区の職員ですか、あるいは教師ですか、どういう人ですか。
教育委員会事務局 学務課長	都の職員です。教員ではない、都の事務の職員です。
委員	区ではなく、都の職員ですか。
教育委員会事務局 学務課長	それから学校によっては、区の嘱託員のケースもあります。
会長	どちらかはっきりしていただかないと速記録、困りますよ。
教育委員会事務局 学務課長	学校で事務を行う職員です。
委員	引落とし先が郵便局になっていると思いますが、郵便局に指定されている理由を教えてください。
教育委員会事務局 庶務課	郵便局を使っているのは 56 校、それ以外が 10 校です。今回郵便局からの強い要望があり、郵便局側のシステムが変わり、セキュリティも完璧だということ、またフロッピーの使用を終了し、USB メモリー等他の媒体に対応しないということでしたので、諮問させていただいています。
委員	そうすると、郵便局以外の金融機関を指定している 10 校は、運用の変更はないのですか。
教育委員会事務局 庶務課	各学校の事務職員が、金融機関に出掛ける地理的要件もあるので、学校ごとに金融機関を選定しています。したがって 10 校の判断で、行われるべきものと考えています。
委員	ありがとうございます。
会長	ほかに御質問ありますでしょうか。
委員	そもそも教材費などは、学期ごとに現金で集金していますが、給食費だけ

	引落としになった理由は、どういった点なのですか。
教育委員会事務局 庶務課	基本的には口座引落としにしていくべきだと、教育委員会事務局としては考えています。事故や、先ほど委員からお話のあった納められない場合という問題もありますので。しかし、学校側の様々な理由によって、給食費と教材費と一緒に引き落としているところや、教材費だけは現金で集めているところがあります。ただ、給食費については、金額が大きくそれを生徒たちに現金で持参させるのは、いくら何でも止めてくださいという過去の経緯から、全ての学校の給食費については口座引落としになり、現在に至っています。
委員	ありがとうございました。
会長	ほかに御質問はよろしいでしょうか。では、質問を打ち切ります。御意見はありますか。 御意見がないようですので、これは区長の諮問どおり承認することにしたいと存じますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
会長	では、そのように取り扱わせていただきます。ありがとうございました。 それでは、ただいま御審議いただいた結果を区長に答申するため、答申案文をお配りさせていただきます。
	(答申案文配布)
会長	今、お配りさせていただきましたが、御覧の内容でよろしいですか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございました。それでは、情報・法務担当部長にお渡ししたいと思います。
	(答申文手交)
会長	では、一般報告について主管課から説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。
一般報告	
教育委員会事務局 教育人事企画課長	<p>11月28日に発生した、神明中学校における生徒出席簿紛失について御説明を申し上げます。</p> <p>まず、本件については、関係の皆様にご迷惑をお掛けいたしましたことを心からお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。</p> <p>はじめに、「事故の概要」ですが、平成25年11月28日に区立神明中学校において、2校時授業開始時から3校時開始時までの間に、教室内に置いてあった1学級分の出席簿が紛失したものです。</p> <p>次に、「出席簿の内容」ですが、第3学年1学級の生徒36名分の氏名、出席番号、欠席、遅刻、早退等の記録が記されています。</p> <p>「原因」ですが、中学校では教科担任制のため、教科により指導する教員が異なります。出席簿は常に指導する教員のもとに置くべきものです。しかし、当日の2校時の保健体育の授業時は男女別の指導であり、かつ教室外での指導となるため教室内に置いていました。そのため、出席簿が教員の管理</p>

	<p>外となる時間が生じたものによるものです。</p> <p>「事故後の対応」ですが、当該校においては、12月3日に全校保護者向けの謝罪及び事故の説明を記した文書を配布いたしました。翌4日の午後7時から該当学級保護者会を実施し、謝罪とともに事故の説明、今後の対応策などを校長から説明いたしました。また、教育委員会事務局では、報道機関への情報提供を行うとともに、区立学校、及び子供園の園長あてに、「個人情報の管理の徹底」を図るよう通知いたしました。そして、10日の校長会では、改めて再発防止に向けた指導を行ったところです。</p> <p>今後の「再発防止策」としては、まず、各校・園内における出席簿の管理体制について改めて確認させ、授業終了後は所定の場所に確実に戻すことを徹底するなど、管理について全教職員に徹底を図っています。</p> <p>また、12月は服務事故防止月間であり、服務事故防止研修も行われることから、出席簿を含む個人情報管理の徹底を図るよう校長会においても、指導いたしました。今後も引き続き個人情報の管理について、指導の徹底を図ってまいります。私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問はありますか。</p>
委員	<p>8ページの「事故後の対応」に、生徒たちにどのような説明をしたのかがありません。「原因」の所を見ていると、生徒が持って行ったのだろうとしか思えないわけです。</p> <p>私が子供のときは、「個人情報」という言葉も知りませんでしたし、出席簿は教卓の上に開かれたままの状態置いてあることもありました。その中にはかなり詳細な個人情報なども書いてあったのを覚えています。しかし、時代がこのように変わったので、子供たちの感覚からすればいたずらなのかもしれないのですが、これは大変なことなのだと、子供たちにはどのように説明したのですか。</p>
教育委員会事務局 教育人事企画課長	<p>全校生徒には、12月9日の全校朝会で校長から説明を行っています。内容は3点です。まず、この件について生徒に心配を掛けて申し訳ないという謝罪。2点目は、出席簿は学校にとって大切なものであり、生徒個人にとっても大切なものであるということ。3点目は気が付いた人がいたら、先生に言ってほしいということです。</p>
委員	<p>まだ、見付かってないのですか。</p>
教育委員会事務局 教育人事企画課長	<p>見付かっていません。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>紛失した責任を取るべき教員の、処分の記載がないので教えてください。</p>
教育委員会事務局 教育人事企画課長	<p>この件については、東京都教育委員会に服務事故として事例を挙げています。処分については、東京都教育委員会の判断を待って、行いたいと思っています。</p>
委員	<p>その後の処分についての報告は、後にこの審議会であるのですか。</p>

教育委員会事務局 教育人事企画課長	報告については、懲戒免職、あるいは停職については実名が出ますが、それ以外は個人の尊厳ということで氏名を公表していません。新聞等で報道があるかもしれませんが、公の場での説明は今考えていません。
会長	ほかに御質問はありますか。よろしいでしょうか。ないようですね。 それでは、本報告については、了承の取扱いにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
会長	御異議がなければ、そのように取り扱わせていただきます。以上で、本報告は終了いたします。 本日の議題は予定どおり、全て終了いたしました。若干、議事進行の関係で延長したことをお詫び申し上げます。 事務局から何かありますでしょうか。
情報政策課長	委員の皆様には、暮れの押し迫ったところまで審議いただき、誠にありがとうございました。 次回の審議会の日程ですが、平成26年2月28日金曜日、午後2時から第4会議室で行いたいと考えています。来年も引き続き、よろしく願いいたします。ありがとうございました。
会長	それでは、これで滞りなく終わりました。 皆様方、よいお年をお迎えいただきますよう、お祈りいたしたいと存じます。御協力をありがとうございました。